

自立相談支援機関相談確認書

生活困窮者自立支援センターの窓口で、月に1回以上（重要）生活相談を受けてください。

【生活の状態について（任意）】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援センターの窓口で、月に1回以上（重要）生活相談を受けてください。
生活の状態についてお伺いします。

就労支援員による相談のほか、淀川ハローワークと連携し、ナビゲーターによる週1回程度の個別支援を利用できる「自立促進事業」の申し込みができます。

一番近い状況に✓を入れてください。（複数回答可、主なもの3つまで）

- 世帯収入が増えた □世帯収入が減った □失業（廃業）した □家族が失業（廃業）した
□転職をしたい □電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している □食べ物に困ることがある
□子どもに必要なもの（学校で使う物、食費等）を買えない
□（家族も含めて）入院加療が必要な病気にかかった □お金が足りた／借りたお金を返せない
□家賃の安い住宅に引越しをしたい □特に変わらない

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがある内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。

- 電話での相談を希望する □面談での相談を希望する

申し込みのご相談の場合は、電話での事前予約をお願いします。（06-6384-1350）

生活の安定のためには、継続した収入の確保と合わせて、支出の見直しが重要となります。
借入金の返済額が世帯収入の一定の割合を超えると生活が成り立たないと言われてます。
生活の立て直しのための債務整理や自己破産についてもご相談ください。
また、保険料の減免や分納、ライフラインの確保の手続、家賃が低額な住居探し、医療費の支払手続等、相談員が課題の解決に向けてご相談にお答えします。

【生活保護の相談の希望について（任意）】

- 生活保護の相談を希望される場合は左欄に✓を入れて

提出日： 年 月 日

氏名： 生活保護制度のご案内や、申請へのつなぎも行います。

住所： 電話番号：